

令和元年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会会議録（抄）

日時 令和2年1月23日（木）14時30分～16時30分  
場所 さいたま市民会館うらわ 503・505集会室

【出席委員】（敬称略）

天野 政則、新井 茂、伊藤 美佐子、大熊 克信、岡 邦雄、岡村 信子、小椋 恭子、  
新藤 享弘、杉田 裕司、田中 悠美子、月岡 朗、角田 丈治、長塩 礼子、野崎 直子、  
藤高 祥子、藤谷 克己、保坂 由枝、山本 光彦

【事務局】

保健福祉局 : 青木理事

保健福祉局長寿応援部 : 西澤部長

いきいき長寿推進課 : 川角課長、小島課長補佐、高橋係長、坂口主査、田辺主査、河津主任  
昼間主事

高齢福祉課 : 山崎課長

介護保険課 : 石崎課長、坂口係長

区高齢介護課 : 守屋課長（西区）、横田課長（北区）、浅見課長（大宮区）、浜崎課長（見沼区）、  
岩瀬課長（中央区）、阿泉課長（桜区）、石留課長（浦和区）、山口課長（南区）、  
高木課長（緑区）、平野課長（岩槻区）

さいたま市社協 : 佐藤在宅サービス課長、山岡包括在支総合支援センター長、服部係長、高橋主事

【傍聴人】 2名

議事録

1. 開会	
司会(事務局)	<p>それでは、定刻となりましたので、「令和元年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会」を開催します。</p> <p>本日は、お忙しい中、運営協議会にご出席いただき、ありがとうございます。本日の司会進行を務めます、いきいき長寿推進課 課長補佐の小島と申します。どうぞ、よろしくお願いたします。</p> <p>今年初めての協議会となります。今年もどうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、配布資料の確認をします。</p> <p>本日お配りしたのは、次第、席次表、当日配布資料となっておりますが、お揃いでしょうか。不足がございましたらお申し出下さい。</p> <p>また、事前に令和元年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会事前送付資料を送付しておりますが、本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら併せてお申し出下さい。</p> <p>なお、本日の会議につきましては、高柳委員、伴委員及び三次委員から欠席のご連絡を頂いておりますので、この場を借りてご報告いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、運営協議会について簡単に御説明をいたします。</p> <p>事前送付資料1ページにあります「さいたま市地域包括支援センター</p>

	<p>運営協議会設置要綱」をご覧ください。</p> <p>運営協議会の設置については、「さいたま市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」の第1条で規定しており、さいたま市内の地域包括支援センターの中立公正な事業運営を確保するために設置するものとしております。</p> <p>協議事項につきましては、第5条で規定のとおり、地域包括支援センターの設置等に関する事項、運営・評価に関する事項、地域包括支援センター職員の確保に関する事項のほか、さいたま市区地域包括支援センター連絡会に関する事項や、その他地域ケア及び市全域において調整を必要とする事項を協議するものとなっております。</p> <p>本日お配りいたしました「次第」をご覧ください。</p> <p>3の項が「議題」、4の項が「報告」としております。</p> <p>委員の皆さまにご協議いただくのが「議題」の項目です。</p> <p>また、行政区ごとの視点につきましては、さいたま市区地域包括支援センター連絡会をすべての区役所で別途開催しておりますので、委員の皆さま方におかれましては、市全域での視点、大局的・専門的な観点でのご意見を頂戴できればと存じます。</p> <p>なお、協議事項と直接関わりのない御意見等につきましては、御遠慮いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>もし、御意見などがある場合は、事務局で一度引き受けさせていただきます、個別に対応いたします。</p> <p>最後になりますが、この運営協議会につきましては、「さいたま市附属機関等に関する要綱」及び「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」に基づき、委員の出席者名及び欠席者名、発言・協議した内容などを会議録として作成し、各区情報公開コーナーや市ホームページで公開いたします。また、会議録作成のため録音をいたしますので、ご了承ください。</p> <p>以上、簡単ではありますが、運営協議会について説明を終了します。</p> <p>続きまして、保健福祉局長寿応援部長 西澤より挨拶をさせていただきます。</p>
<p>2. 保健福祉局長寿応援部長挨拶</p>	
<p>長寿応援部長</p>	<p>【挨拶】</p>
<p>3. 議題</p>	
<p>司会</p>	<p>次に、次第の3に移らせていただきます。</p> <p>「さいたま市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」第4条第1項の規定により、会長が本会議の議長を務めることになっておりますので、藤谷会長にはこれからの会議の進行をお願いいたします。</p> <p>藤谷会長、よろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>それでは、これから議長を務めさせていただきます。会議の円滑な進行につきまして、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>早速ですが、「さいたま市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」第4条第3項の規定により、本会議は公開することとなっております。</p> <p>「さいたま市地域包括支援センター運営協議会及びさいたま市区地域包括支援センター連絡会 会議運営要領」第4条の規定に基づき、会長が傍聴人の許可及び人数を定めることとなっております。</p> <p>傍聴人を許可するものとし、傍聴人の人数を10人と定め、傍聴席の許可は先着順に行うものとしませんがよろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし
議長	それでは、傍聴を希望されている方の確認を、事務局にお願いします。
事務局	2人の傍聴希望がございます。
議長	<p>先着順で許可します。事務局は、傍聴人を入場させてください。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきます。</p> <p>本日はご協議いただく議題が3件、報告が3件となっております、終了時間は午後4時30分を予定しておりますので、円滑な進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、委員の皆様からのご意見やご質問につきましては、事務局の説明終了後にお受けさせていただきます。その際は、挙手によるご発言をお願いします。</p> <p>議題（1）「介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の承認について」、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議題（1）「介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の承認」について、ご説明いたします。</p> <p>事前送付資料の9ページをお開きください。</p> <p>介護予防ケアプラン作成等の介護予防支援業務につきましては、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として実施しておりますが、介護保険法第115条の2第3項の規定により、指定居宅介護支援事業者に事務の一部を委託することができる、とされております。</p> <p>委託にあたりましては、本市の指定を受けている居宅介護支援事業所のうち、本市が開催する「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所であり、地域包括支援センター運営協議会の承認を得なければならない、と定めております。</p> <p>資料10ページをお開きください。</p> <p>こちらにございます、10カ所の居宅介護支援事業所は、令和元年6月27日、および令和元年12月16日に開催いたしました「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所であり、また、これらの事業所は、業務改善等の勧告・命令を受けておらず、居宅介護支援事業所として厚生労働省令で定めます介護支援専門員の人員基準を満たしておりますので、承認を求めるものでございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明について、ご質問、ご意見はありますでしょうか。</p>

	この会議で追加承認するというごさいが。
月岡委員	提案理由として挙げていただいた、地域包括支援センターが介護保険法上指定居宅介護支援事業所に委託できると。条文の根拠をもう一度説明していただけますか。
事務局	介護保険法第115条の23第3項となります。
議長	それでは、こちらの委託居宅介護支援事業所について承認としてよろしいでしょうか。 異議なしといたします。
議長	それでは、次の事項に進めます。議題の2になります。 議題の2 令和元年度第2回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について、事務局に説明を求めます。
西区高齢介護課長	西区高齢介護課長の守屋でございます。よろしくお願いたします。 西区連絡会の主な報告は2点になります。 1点目は、13ページをお願いいたします。上段の「1. 令和元年度上半期地域包括支援センターの事業実績について」、今年度より、自立支援個別会議を開催し、西区では2包括あわせて、6件の事例について会議を行っております。 2点目は、13ページ下段の「3. 地域課題について」に関しまして、1つ目は、14ページをお願いいたします。下段の意見等になりますが、サロンの後継者や協力者がおらず、活動休止するところが出てきているため、啓発活動をしなくてはならないこと、同様に、百歳体操についても、指導者がいなくても自身で行えるよう、普及させていかなければならないという課題があがりました。 2つ目は、地域の見守りについて、住民同士の交流が希薄になってきているので、サロンに来てもらうなど、交流を広げてもらうようにすることが課題となりました。 最後に、交通の便について、特に南部圏域では、買い物や通院に行くにも不便であり、運転免許を自主返納したら、それこそ移動に不便になるため、移動手段の検討が課題となりました。 西区連絡会の報告は以上となります。
北区高齢介護課長	北区高齢介護課長の横田でございます。よろしくお願いたします。 北区地域包括支援センター連絡会について報告いたします。16ページをご覧ください。 北区連絡会については11月28日木曜日午前に開催いたしました。事務局から、令和元年度第1回地域包括支援センター運営協議会の状況報告、地域包括支援センターの上半期活動実績、「介護予防のための地域支援個別会議」の概要・実施状況の報告を行い、各地域包括支援センターからは、権利擁護事業実績、及び令和元年度年間重点目標の取組状況について報告いただきました。 北区地域包括支援センターの活動実績につきましては、月報データ5年分をグラフ化し、その推移を説明いたしました。総合相談件数や権利擁護相談件数は昨年度より概ね増加しておりますが、地域活動や介護者サロンについては、5年のスパンで見ると大幅に増加しているものの、近年はその伸びが鈍化し、減少した指標も現れました。これまで、

	<p>北区の地域包括支援センターには、地域活動やサロンの開催に力を入れてきていただいておりますが、地域包括支援センターが関与できる事業が限界に達している可能性も考えております。</p> <p>権利擁護事業については、各地域包括支援センターから実績や個別事例の報告をいただきました。委員からは、困難事例では長期的な関与が必要な案件も多く、また、先ほどの地域包括支援センターの活動実績を見てもセンターの業務量はこれまでも増加しており、今後も一層の増加が見込まれることから、金銭面も含めたサポートを、市として検討していくべきではないかとの意見をいただきました。</p> <p>年間重点目標の取組状況については、目標達成に向け順調に取組が進んでいることの報告をいただきました。</p> <p>「介護予防のための地域支援個別会議」については、委員から「会議にかけるケースの選択基準」や「会議の成果」について、地域包括支援センターに質問がありましたが、特段の意見はございませんでした。</p> <p>北区連絡会の報告は以上となります。</p>
大宮区高齢介護課長	<p>大宮区高齢介護課長の浅見でございます。よろしくお願いいたします。大宮区連絡会の主な報告は3点になります。</p> <p>1点目は、21ページの「2 令和元年度上半期各地域包括支援センターの事業報告について」ですが、東西両圏域ともに、「地域の見守り確保」や「地域における認知症への理解と介護者サロンなどによる介護者支援の推進」、「地域リハを活用した介護予防の推進」などについて引き続き尽力いただいております、各圏域における地域包括支援センターの重要性が増してきております。</p> <p>2点目は、22ページの「3 令和元年度地域支え合い推進員の上半期活動報告について」ですが、平成29・30年度の「地域の担い手養成研修」の受講メンバー有志により、ボランティア団体「大宮区ボランティアささえ愛」が結成され、定期的に地域支え合い連絡会を行っています。連絡会での発案で、大宮駅構内で困っている方へ声掛けを行う等、緩やかな見守り活動を開始しております。</p> <p>3点目は、23ページの「5 その他」ですが、上半期の「地域包括支援センター事業報告」を踏まえて、委員の皆様から以下の4つの内容について報告がございました。1つ目は、「医療と介護の連携について」。大宮包括ケアネット会議に関しまして、当会議には大宮医師会のほか、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション協会、理学療法士会などの関係団体に加え、旧大宮市の4区の地域包括支援センター及び高齢介護課が参加しており、「連携推進会議」や、「多職種研修会」、「市民公開講座」の開催等を通じて、各団体との連携が円滑になってきたことと、職種間での情報共有を今後も強化していくとの報告がございました。</p> <p>2つ目は、「地域高齢者のサロン活動や集いの場について」。地域の民生児童委員の方が、複数名で協力し合い、参加者の要望を取り入れ、体操や季節に合わせた楽しい催し等の活動を行っており、サロン活動の継続には、協力していただけるボランティアの方や自治会等、様々な方々との繋がりが重要であるとの報告がございました。</p> <p>3つ目は、「高齢者の服薬管理に関する地域での取り組み」について。</p>

	<p>担当ケアマネジャーが、かかりつけ薬局に相談し、内服薬を一包化していただいたり、デイサービス事業所に協力していただき、サービス利用中に内服していただくなど、正確に服薬していただくための工夫について報告がございました。</p> <p>4つ目は、「高齢者の食事と栄養について」。食生活改善推進員が地域公民館等で開催している「男性のための料理教室」では、調理技術の会得だけでなく、1人暮らしの参加者に皆で調理をすることから生まれてくる会話や人との繋がり、食の楽しさを感じていただけるよう、指導をされているとの報告がございました。</p> <p>大宮区連絡会の報告は以上となります。</p>
見沼区高齢介護課長	<p>見沼区高齢介護課長の浜崎でございます。よろしくお願いいたします。見沼区連絡会については令和元年11月26日火曜日に開催いたしました。24ページをご覧ください。事務局から、令和元年度第1回地域包括支援センター運営協議会の状況報告、一般介護予防事業の上半期活動実績、「介護予防のための地域支援個別会議」の概要・実施状況の報告を行い、各地域包括支援センターには、上半期活動実績、権利擁護事業、及び地域支援会議などの取組状況について報告いただきました。</p> <p>各地域包括支援センターの上半期の実績報告につきましては、地域住民からの依頼で認知症サポーター養成講座の開催が増え、これに伴い、オレンジパートナーの増加やオレンジカフェの参加者の増加につながっているという報告がありました。また、警察署や小学校で開催したり、独自でフォローアップ講座を開催するなどして、今後につながる活動を展開しているとの報告がありました。</p> <p>地域支援会議での取り組み状況につきましては、ボランティアを募集しても参加者が集まらないとの報告がありました。委員より、さいたま市独自でボランティアに参加することのメリットを増やしていくことで、参加が増えるのではないとのご意見をいただきました。</p> <p>「介護予防のための地域支援個別会議」につきましては、事務局より会議の概要を説明し、管理栄養士から高齢者の食生活は栄養不足、たんぱく質不足、偏った食事が多いので改善が必要というアドバイスが多い、通所介護で運動し、筋力をつけようとしているがタンパク質が取れていないとの指摘が多かったことを報告しました。委員より、健口教室をもっと活発にできないかという意見や口腔ケアや栄養の重要性の普及啓発はサロン活動と同じくらい大事な活動だが他の事業と比較して開催回数が少なく、バランスが崩れていると感じているなどの意見の他、既存のサービスの発展や強化だけではなく、参加したいという動機が働くようなサービスの開発も重要であるという意見をいただきました。</p> <p>見沼区連絡会の報告は以上となります。</p>
中央区高齢介護課長	<p>中央区高齢介護課長の岩瀬でございます。よろしくお願いいたします。中央区連絡会の主な報告は3点になります。1点目は、事前送付資料29ページ中段になりますが、令和元年度地域包括支援センターの事業報告の中で、50代の次女が80歳代の母親に身体的虐待を重ねている事案について報告がありました。この事案は地域包括支援センターと行政が連携を取りながら長期にわたって関わっており、条件を付した上で</p>

	<p>在宅介護の見守りを継続してきましたが、次女からの身体的虐待が続いてきたことで、やむを得ない事由による措置として、行政が介入し施設生活に至っている事案の報告がありました。委員からは、精神疾患がある若年者が家族へ虐待を強いるケースが増加傾向にあるので、精神科医と連携を図り早期解決に向けた対応が必要であるとのことをご意見をいただきました。</p> <p>2点目は、30ページ上段になりますが、地域支援個別会議に関して、脊柱管狭窄症の方が自身の望む場所への移動手段として、電動車椅子の利用を希望していたが家族が事故などを心配し利用できていないケースに対し、専門職の理学療法士から移動経路の提案があり家族と共有することで電動車いすでの移動が可能になったとの報告がありました。</p> <p>3点目は、30ページからの4令和元年度地域支え合い推進員の活動状況についてです。北部圏域では民間の自動車販売店内の一部を、介護者サロンとして利用できるようになり通いの場を確保することが出来ました。また、南部圏域では介護者サロンの参加者が増えないという問題を解決するため、集客が多く見込まれるコーヒチェーン店で介護者サロンを開催し、企業との連携を図るなど、新たな取り組みの中からサロンの広がりを進めています。また、コーディネーターの活動情報の新たな発信手段として、SNSを開設するなど、多くの住民の目に留まるように広報活動を展開しているとの報告がございました。</p> <p>中央区連絡会の報告は以上となります。</p>
<p>桜区高齢介護課長</p>	<p>桜区高齢介護課長の阿泉でございます。よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。桜区連絡会の主な報告は2点になります。</p> <p>まず1点目は、34ページの中段、2令和元年度上半期一般介護予防事業の実施状況についてですが、ますます元気教室はリピーターが多くなっているため、公民館以外でも実施する方向で検討している旨、事務局から報告いたしました。意見として、健康な人は公民館に行くが、問題は行けない人なので、なるべく近い所で行って欲しい、また、老人クラブは会員が多いので、単位クラブに案内を送った方がよいといったご意見を頂きました。このため、早速、各老人クラブに、ますます元気教室の御案内をさせて頂いております。</p> <p>2点目は、35ページの4、地域包括支援センターにおける活動報告について、各包括から重点取組事項の報告を行い、北部圏域では認知症サポーター養成講座を目標通り達成予定であること、また、NPOなどと共催でドラッグストアのスペースにおいてサロンを始めたことなどの報告がありました。南部圏域からは、地域に出向いて住民とともに必要な社会資源の情報収集を行っており、これまで4回行っていますが、ちょっとした困り事の助け合いというイメージを丁寧に伝える必要があること、また困難事例や虐待事例に繋がりそうなケースの特徴の分析をしてチェックする仕組み作りを行っており、同居、男性の介護者、認知症、家族間トラブルの要素がある場合に対応が複雑・長期化しやすいとの報告がありました。桜区連絡会の報告は以上となります。</p>
<p>浦和区高齢介護課長</p>	<p>浦和区高齢介護課長の石留でございます。よろしくお願いたします。事前送付資料の36ページをご覧ください。浦和区地域包括支援センタ</p>

	<p>一連絡会は、令和元年11月28日(木)に行われました。主な報告は2点になります。1点目は、37ページの「2 令和元年度上半期地域包括支援センター活動報告について」に関しまして、上半期月次報告書、介護者サロン・オレンジカフェ、年間重点目標、地域支え合い推進員の活動についての報告がありました。上半期月次報告書については、総合相談件数が前年度と比べて増加しているなどの報告がありました。介護者サロン・オレンジカフェについては、屋外で市民の目に触れやすい形で認知症啓発を行う「オレンジウォーキング」を開始したなどの報告がありました。年間重点目標については、ダブルケアカフェの実施、地域で運動ができる場所の周知を図る運動マップの作成、地域の方々に向けた認知症サポーター養成講座の実施などの報告がありました。地域支え合い推進員の活動については、協議体の状況などの報告がありました。</p> <p>2点目は、39ページの「3 地域支援会議からの報告について」に関しまして、地域課題についての説明がありました。その中で、「サロンについては、文化的なものや特技を活かされることを好んでおり、通常のサロンなどに満足していない」という課題に対して、サロンの開催にあたっては、地域のボランティアが関与した方が参加しやすい、というご意見がありました。また、「地域に支援することについては意識が高いが、支援を受けることに対して抵抗がある」という課題に対して、地域的な特性だと思うが、地域の人々との丁寧な関係づくりが大事になる、というご意見がありました。</p> <p>浦和区連絡会の報告は以上となります。</p>
<p>南区高齢介護課長</p>	<p>南区高齢介護課長の山口でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>南区連絡会の主な報告は3点になります。</p> <p>1点目ですが、41ページの2 「令和元年度上半期事業報告」をご覧ください。</p> <p>各地域包括支援センターからの上半期事業の実績報告におきまして、総合相談の件数は年々増加しており、即解決に至らず複数回の相談対応になるケースが多くなっているとの報告がありました。</p> <p>また、地域の課題として、8050問題。認知症や精神疾患を患う方が、ご近所トラブルに発展している問題。認知症の進行により暴言や暴力等の問題行動が出てきて、家族では対応できなくなり相談に至るケースが出てきているなど、認知症に関する問題が増えているとの報告があり、委員からは、早期に医療や予防に繋げるため、認知症初期集中支援チームを更に活用して対応してほしいとの意見がありました。</p> <p>2点目ですが42ページの4 「令和元年度上半期地域支援会議の報告」をご覧ください。</p> <p>地域支援会議の概要において、いずれの圏域においても先ほどの1点目でも報告いたしました、認知症に絡むケースへの対応が課題としてあり、認知症の早期発見と支援、関係機関との連携、情報共有の重要性について報告がありました。</p> <p>また、成年後見制度は、手続きの複雑さや費用の問題から利用促進につながっていない現状と、社会福祉協議会が行っている「高齢者くらしあんしん事業」の保証サービス機能に、賃貸住宅の連帯保証サービス機</p>



	<p>能が加わるとよいとの意見がありました。</p> <p>3点目ですが、44ページの7 「中部圏域地域包括支援センター ハートランド浦和の事務所移転について」をご覧ください。</p> <p>南区中部圏域を担当する地域包括支援センター ハートランド浦和におきましては、平成18年度より南区鹿手袋3丁目の埼京線高架下で業務を行ってまいりましたが、併設する通所介護施設の閉鎖に伴い、事務所を移転することになったとの報告がありました。</p> <p>事務所の移転先ですが、バリアフリー、エレベーターの有無、現事務所所在地からの距離、公共交通機関の利便性等を総合的に勘案し、南区別所3丁目16番11号埼玉ビル101になります。</p> <p>なお、移転にあたっては、利用者、地域住民の皆さんをはじめ、関係機関の方々に不安や混乱の生じないように、丁寧に周知・説明をする必要があると考えております。</p> <p>これまで、利用者及び居宅介護支援事業者に対する説明はもちろんの事、関係する地区の社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、自治会連合会に対して説明を行ってまいりました。</p> <p>また、地域の皆様に対しては、各自治会に依頼して回覧版による周知を行っており、市報（南区版）2月号にも記事を掲載する予定でございます。</p> <p>南区連絡会の報告は以上となります。</p>
<p>緑区高齢介護課長</p>	<p>緑区高齢介護課長の高木でございます。よろしくお願いたします。緑区連絡会の主な報告は3点になります。1点目は、45ページの令和元年度上半期緑区地域包括支援センターの活動状況についてです。主な活動を上げますと、北部圏域・南部圏域の共催では、医療機関、薬局との連携を図るため、市立病院副院長、薬剤師を招きケアマネ会議を開催しました。北部圏域においては、介護予防を啓発する地域リハビリテーション活動支援事業や認知症の理解を深める認知症サポーター養成講座を開催しました。また、地域支え合い推進員の支援により、住民主体のシニア向け食堂が立ち上がりました。南部圏域においては新規利用者が増えない介護者サロンをオレンジカフェに移行し、認知症の方、ご家族、地域の方など誰でも参加することができる居場所づくりに取り組みました。</p> <p>2点目は、47ページの(5)その他の地域ケア会議の開催についてです。今年度の7月より月1回のペースで「介護予防」のための地域支援個別会議を区と地域包括支援センターの合同で開催しております。また、圏域ごとに地域支援会議を開催しており、北部圏域では一人で外に出られない方、買い物に行けない方の支援方法等についてグループワークが行われ、南部圏域では認知症高齢者の運転について意見交換が行われました。</p> <p>3点目は47ページ2番の課題及び対応と48ページ3番の自由質疑についてです。介護予防教室や通いの場の担い手に男性が少ないという課題については、男性の担い手が多い自治会にアプローチした取り組みについて報告しました。また、ボランティアをワンストップで探せないという課題については、今年度コムナーレに開設されたセカンドライフ支援センターの概要を紹介しました。自由質疑については、委員より、今</p>

	<p>後は介護保険のサービスだけではなく、包括、社協、民生委員、自治会、医療機関等が横断的に連携を図っていき、見守りについても、地域の連携や情報共有を図っていくことが必要であるとの問題提起がありました。これについて、社協の「あおぞらサービス」の状況、緑区における包括、民生委員、社協、自治会、在宅介護支援センターでは高齢者の情報共有がこまめに行われている状況、百歳体操の自主グループが見守りの機能を果たしている状況、市立病院との病診連携の状況、民生委員の協力委員制度の開始された状況などについて情報交換が行われました。緑区連絡会の報告は以上になります。</p>
岩槻区高齢介護課長	<p>岩槻区高齢介護課長の平野でございます。よろしくお願いたします。岩槻区連絡会の報告につきましては、49ページから52ページになります。主な報告といたしましては、52ページの「8 その他」をご覧ください。地域支援会議の事例から、「災害が起こる前の普段から、地域の人々の防災意識を高め、潜在的な要支援者の把握やフォローをしていくには、どのような取り組みが必要か」ということについて、委員の皆様のご意見を頂きました。主なご意見としては、「身近な民生委員や自治会等で潜在的な要支援者を拾い上げ、できるだけ公的なサービスにつなげていけると良いのではないか」という意見や「地域住民向けに、さいたま市の防災アドバイザーを派遣しての研修や、日本赤十字社主催の「災害時高齢者生活支援講習」のような講習を定期的で開催し、地域住民の意識を高めるのも方法の1つではないか」、「災害ボランティアセンター立ち上げ前の支援依頼について、自治会長や自治会の世話人の方に相談した結果、地元の力で解決した例があり、自治会での日頃の取組やつながりが、災害時に役立つのではないか。」等のご意見がございました。これらのご意見につきましては、自治会や民生委員との情報共有や包括・民協・地区社協等の関係機関と連携をとって、引き続き検討を行っていく所存です。岩槻区連絡会の報告は以上となります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それぞれの行政区ごとに様々な話題がありました。全体としてみると、地域活動の周知や新規の参加者が少ないこと、担い手の高齢化など。さらには医療と介護の連携や認知症のことが挙げられていました。ご質問やご意見がありますか。</p>
天野委員	<p>外国人が非常に多くなっているが、地域の外国人に関して話し合ったことがありますか。</p>
議長	<p>今の意見は、直接包括の問題でないと思う。この協議会は、高齢者を対象としているので。ただ、外国人の問題は簡単な問題ではないと思うが、地域で議論の対象となったことはありますか。</p>
事務局	<p>そのような議論は行っておりません。</p>
角田委員	<p>台風19号の被害について、特に岩槻区では災害が起こる前からどのように対処するか話し合ったようですが、実際今回の風水害が起きて、行政は課題を発見しましたか。</p>
岩槻区高齢介護課長	<p>特に去年の台風で被害を受けた高齢者等はございませんでした。何かあったときのことを考えて、皆様と防災について話し合いました。</p>

議長	今後、どのような災害が起こるかわかりません。場合によっては包括の機能が失われることもあります。そのような場合にどのようにバックアップするかということもご意見をいただき、さいたま市の方向性を決めていく必要があるかもしれません。
大熊委員	介護予防のための地域支援個別会議のことが挙げられていたが、私自身が関わりを持っていたので良かった。
岡委員	先ほどの各区の報告の中で、サロン及びオレンジカフェの地域の参加者が少ないとあった。参加に関して工夫をしていることがあれば教えていただきたい。
中央区高齢介護課長	区独自で食生活と運動でパワーアップ！健幸講座をやっていて、ドラッグストアや商店に周知して、チラシなどを置いてもらっています。
桜区高齢介護課長	地域住民と3事業所が協力して集いの場を開催しており、NPOと共催してドラッグストアでサロンを新しく開始した。アロマをやっているNPOで、女性の関心が高く好評をいただいております、多数の参加者が来ています。
議長	今まで関心がなかった方々を引き込むことが大きな問題。ちょっと違う角度から情報を提供して、健康問題などに興味を持ってもらえるといい。
田中委員	報告の中で「企業連携」が印象的で、南与野駅前のコーヒーチェーン店の場所を借りていますが、そのきっかけやコーヒー代は利用者の負担なのかお聞きしたい。
中央区高齢介護課長	きっかけは、地域支え合い推進員が飛び込みで店に入り、事業趣旨や目的を伝え、御理解いただいております。その他ドラッグストアなどもありますが、支援員だけでは難しい場合は行政も同行しています。 また、あくまでも場所などの提供をお願いしているので、個人的な飲食についてはご自身で負担いただいております。
田中委員	40歳代の若い介護者も増えてきているので、身近なところにサロンがあることはとてもいいと思う。
月岡委員	消費者被害について言及があり、消費生活支援センターの活用もご検討いただきたい。市のセンターはレベルの高い相談員が揃っており、助言だけでなくあっせんの手続きもあり、解決に向けての経験や知識もあります。 身体的虐待のケースで権利擁護スーパーバイズ事業の活用について触れられていたが、この事業は医師、弁護士などから構成されており、相談に対して専門的見地から助言をしています。重大な事案に発展する場合がありますので、さいたま市の場合は、この事業を活用できますので、初動の段階で相談いただくと、手詰まりになり抱え込んでしまうことも少なくなります。
議長	権利擁護や虐待に関することは、地域包括支援センターでも取り扱いは多いと思います。できるだけ早めに外部の専門家に意見を求めることも必要だと思います。 他にいかがでしょうか。

長塩委員	<p>防災のことですが、放送が流れているが聞こえず、また聞こえても避難できない。高齢で一人住まいだととても心細いと思う。地域包括支援センターがどうすればいいということではないが、真備町の事例もあるので考えていただきたい。</p>
山本委員	<p>認知症サポーターとなった方と認知症の方とのふれあい場の創出ということでオレンジウォーキングを開始したとあったが、このような取組みが増えるのか。</p>
事務局	<p>認知症サポーターの受講後、さらに活動をしたい方にはステップアップ講座を2年前から行っている。この講座は2日間の研修となっており、研修後、地域包括支援センターで認知症カフェの手伝いや、養成講座の受付などをしていただいている。将来的には、このほかにもサポーターが活躍できる場を設けていきたいと考えているが、現状はそのようになっている。</p>
議長	<p>その他、ご質問はありますか。</p> <p>この場でいただいた意見については、地域にフィードバックしていただきたい。</p> <p>次に議題の（3）令和2年度さいたま市地域包括支援センター運営方針案等について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>令和2年度さいたま市地域包括支援センター運営方針（案）等について説明します。事前配布資料の55ページ以降をご覧ください。</p> <p>55ページ以降には、現在使用しています運営方針を掲載しておりますが、こちらを変更することなく、令和2年度運営方針の案としたいと考えております。</p> <p>理由といたしましては、地域包括支援センター運営方針は、介護保険法において、包括的支援事業の委託に際して定めるものであり、地域包括支援センターの業務評価の結果、必要に応じて変更等を行うものとされております。</p> <p>地域包括支援センターの業務評価につきましては、平成30年7月に国から全国で統一して用いる評価指標が示され、平成31年4月に細かな文言等の修正はありましたが、大きな変更はありませんでしたので、現在の運営方針で国が想定している地域包括支援センターの業務はすべて網羅されている状況となっております。</p> <p>そのため、令和2年度運営方針につきましては、現行の運営方針を継続とさせていただきたく協議をお願いするものです。</p> <p>なお、本日時点において国から新たな情報は出されておりませんが、本運営協議会終了後に、本運営方針を緊急に修正しなければならない場合が生じた際は、昨年度同様、藤谷会長預かりとして進めさせていただきたく、この点につきましてもご協議くださいますようお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの運営方針案について、ご意見がありますか。</p> <p>私から質問させていただきます。運営に当たっての留意事項の1に在宅介護支援センターとの連携・協力とあるが、国の方針では以前から地域包括支援センターに統一していくとなっている。さいたま市では包括のランチとして在支の設置を継続している。連携・協力はどのような</p>

	形で行っていますか。
新井委員	在宅介護支援センターの事業がはっきりしていない。地域包括支援センターがおおむね3,000万円、在宅介護支援センターがおおむね200万円の委託料を考えれば、常勤換算で1人未満である。包括と一体化させて業務を行えばいいのではないか。地域包括ケアを進める中で、体制を整えることが大切と考えます。
事務局	在宅介護支援センターのあり方については、昨年度在宅介護支援センター職員からの聞き取りを行い、連携についての意見のなかで、御指摘の内容を把握しています。ご意見を踏まえて、在宅介護支援センターのあり方について検討を進めてまいります。
新藤委員	高齢者の定義はどのようになっていますか。
事務局	高齢者は65歳以上の方となります。
新藤委員	65歳以上を高齢者とするならば、55ページにてでくる自治会、民生委員は多くが65歳以上となるが、それをどのようにとらえればいいか。
事務局	自治会、民生委員には65歳以上の方がいらっしゃることは承知しており、日頃から大変お世話になっております。
新藤委員	元気な高齢者が、心身に障害のある高齢者を支援するというのが趣旨ではないかと思いがいかがですか。
議長	ご意見として頂戴いたします。 高齢者の定義は、日本は65歳ですが、海外では60歳のところもある。WHOの規定や国連の規定も様々であり、社会的には難しいと考えます。 その他ご意見がありますでしょうか。 ご意見がないようであれば、事務局提案の方針案でよろしいでしょうか。
4. 報告	
議長	協議事項が終わりましたので、報告に入ります。 次第の4、報告事項の1 令和元年度上半期地域包括支援センター運営状況等について、事務局に報告を求めます。
事務局	報告(1)令和元年度上半期さいたま市地域包括支援センター運営状況等について、主だった部分を中心に行わせていただきます。事前送付資料60ページ以降をご覧ください。 61ページ～65ページまでの資料については、地域包括支援センターが中心的に実施している1～4の4業務について、関係項目の数値をまとめたものです。平成29年度、30年度上半期数値については、昨年度の運営協議会で配布した資料から引用しております。 まず、1、総合相談支援業務については、総合相談や介護者サロンの項目について、前年度同期と比べて実績が増加しております。 また、下から2つ目の地域支援個別会議の開催については、前年度同期と比べて倍増しており、それは、昨年度第2回運営協議会でもご報告しました、地域ケア会議の充実に向けた取組みの一部である自立支援、介護予防を目的とした地域支援個別会議を実施するようになったため、増加しました。

	<p>次に資料の62ページをご覧ください。</p> <p>2、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務については、下から2つ目、個別事例に対するサービス担当者会議開催支援の開催回数が減少しております。一方、一番下の、介護支援専門員のケアマネジメントの指導や63ページのケアマネ会議の開催回数は増加していることから、総合的なケアマネジメント支援については問題なく行われているものと考えております。</p> <p>また、同じく63ページの3、権利擁護業務については、高齢者虐待、困難事例の対応の項目について、前年度同期と比べて、特に実績が増加しております。</p> <p>次に資料の64ページをご覧ください。</p> <p>4、介護予防ケアマネジメント業務については、おおむねどの項目も昨年度より増加しており、ケアプラン作成総数は5.9%の伸びとなっています。</p> <p>なお、66ページ～69ページについては、地域包括支援センターごとの数値内訳となっており、全ての地域包括支援センターの各項目の小計の一部を特出ししたものが、今まで説明した61～65ページの資料となっております。</p> <p>なお、それぞれの詳細については、各区で開催した地域包括支援センター区連絡会でも報告等をしている旨、申し添えます。</p> <p>次に資料の70ページ以降をご覧ください。こちらは、令和元年度上半期さいたま市地域包括支援センター介護者サロン実施一覧となります。</p> <p>介護者サロンは、介護をしている人が、悩みや疑問を語り合い、介護者同士の交流をはかる場のものや、認知症の本人や、その家族が悩みを相談できる場、いわゆる認知症カフェが含まれており、地域包括支援センターにおいて実施しているものです。</p> <p>参加者の主な声は資料にあるとおり、多くの好評をいただいております。本市としましても開催回数の増加や質の向上を研究してまいります。</p>
議長	<p>ただ今の報告について、ご意見、ご質問はありますか。</p> <p>特に質問がないようでしたら、次に進みます。</p> <p>報告事項の2 令和元年度さいたま市地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告の(2)、令和元年度さいたま市地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について、説明いたします。事前送付資料78ページをお開きください。</p> <p>まずは、本市地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価の仕組みにつきまして、説明いたします。</p> <p>資料の1、評価の目的等ですが、地域包括支援センターが利用者に必要なサービスを提供するサービス事業所を選定する際は、利用者の意思を尊重し、それ以外の理由で特定の事業所にかたよらないようにするよう、公正・中立性の確保が必要となっております。</p> <p>この公正・中立性の評価につきましては、資料の中ほど2になります</p>

	<p>が、本市では対象サービスを「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の2種類とし、本調査におきましては、事業者数が少ない市独自基準の緩和型サービスは含めず、従前相当サービスのみで算出しております。</p> <p>資料の3の評価方法ですが、毎年度1回対象月を指定した時点評価とし、対象サービスである2種類のサービス提供事業者の、「サービスを位置づけた人数の占有率」で判定することとしております。</p> <p>判定基準につきましては、資料の79ページになりますが、運営協議会で協議をしていただき、占有率を50%と決定し、この判定基準を超過している地域包括支援センターがあるかどうかということで評価を行い、「特定の事業者のサービスを位置づけた人数の占有率」が50%以下なら「課題なし」、50%を超える場合「課題あり」としております。</p> <p>資料の4になりますが、判定基準を超過し「課題あり」とされた地域包括支援センターに対しては、そのような状況になった理由を記載した文書を区役所高齢介護課へ提出してもらい、必要に応じてヒアリングや指導を行い、判定結果等を区連絡会及び運営協議会へ報告するものとしております。</p> <p>以上が公正・中立性の評価の仕組みとなっております。</p> <p>次に、今回の調査結果につきましては、資料の80・81ページになりますが、対象月を令和元年7月分のサービス提供分とし、80ページが介護予防訪問介護分、81ページが介護予防通所介護分となっております。</p> <p>占有率につきましては各ページの一番右側に記載がありますが、今回の調査では、両方の対象サービスにおきまして、判定基準50%を超えた地域包括支援センターはなく、公正・中立性が確保されているという結果になりました。</p>
議長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問はありますか。
天野委員	介護予防ケアプランは誰が作成しているのですか。
事務局	介護予防ケアプランは、地域包括支援センターもしくは地域包括支援センターが委託する居宅介護支援事業所が作成しております。
天野委員	一人ひとり違うのか。
事務局	地域包括支援センターとケアプランを作成する居宅介護支援専門員、その専門員が所属するのが居宅介護支援事業所となります。毎年変わるものではなく、市が指定した居宅介護支援事業所となります。
天野委員	ケアプランの質は保たれるのか
事務局	市内のケアマネジャーに対して、市が目指す自立支援・介護予防についての取組みを昨年4月から周知しており、浸透してきていると考えております。
議長	<p>今報告がありました評価は、質的評価ではなく量的評価であり、あくまで数値になります。</p> <p>他にご意見がありますでしょうか。</p> <p>次に進みます。報告事項の3 その他報告事項について、事務局に報告を求めます。</p>

事務局	<p>4. 報告の(3)その他報告について4点説明いたします。当日配布資料を準備ください。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>「1. 地域包括支援センターの機能強化に伴う保健師に準ずる者の基準について」報告いたします。</p> <p>地域包括支援センターには、保健師あるいは保健師に準ずる者の配置を必要としておりますが、保健師に準ずるものの取扱いにつきまして、今年度第1回運営協議会においてご意見をいただきました内容となっております。</p> <p>頂いたご意見は、線枠内下線部です。</p> <p>保健師に準ずるものとして、高齢者支援を含む地域ケア、地域保健に関する経験を一年以上有するものとし、採用時には傾聴、受容的態度を選考の基準とすること、あるいは、研修等に積極的に参加させるよう努力すること、とのご意見をいただきました。</p> <p>これにつきましては、令和元年8月22日に開催した地域包括支援センターへの説明会において素案を提示し、10月31日付で通知いたしました。</p> <p>続きまして、2ページ資料中ごろより下、「2. 地域包括支援センターの職員配置について」報告いたします。</p> <p>地域包括支援センターには、高齢者人口に応じて、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種を配置しておりますが、退職等で欠員となる場合があります。また、欠員が長期に至る場合もあります。</p> <p>この対応につきまして、今年度第1回運営協議会においてご意見をいただきました内容及び対応の報告です。</p> <p>頂いたご意見は、線枠内下線部です。</p> <p>「退職理由の記載」及び「継続した職員確保に向けた改善内容」を記入した人員確保に関する計画書を作成して提出する。とのご意見をいただきました。</p> <p>これにつきましては、先ほどと同様、令和元年8月22日に開催した地域包括支援センターへの説明会において周知しました。</p> <p>そして、11月5日に欠員のある地域包括支援センター受託法人に計画書の提出を求めたところです。</p> <p>次のページをご覧ください。提出された報告書に記載された内容を抜粋したものです。</p> <p>退職理由につきましては、「家族介護のため」「一身上の都合」「家庭の事情」と理由は様々でした。</p> <p>また、地域包括支援センターの対応においては「ハローワーク」や「社協」、「インターネット」など、様々な媒体を活用して求人をされているとのことでした。</p> <p>以上のように、地域包括支援センターの人材確保につきましては、どの包括も苦慮されており、引き続き、皆様が所属する団体等へ相談等がありましたら、ご支援くださいますようお願いいたします。</p> <p>続きまして、資料中ごろ「3. 介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成について」説明いたします。</p>
-----	--



地域包括支援センターでは、総合相談窓口等の業務のほか、支援が必要な方へのケアプラン作成業務があります。

「(1) 現状」をご覧ください。表の真中欄が、地域包括支援センターの職員1人あたりが1月に作成するケアプランの最大値、最小値、市内平均を表したものです。

表の右欄が、地域包括支援センターによるケアプラン作成率について、最大値、最小値、市内平均を表したものです。

「(2) 課題」をご覧ください。地域包括支援センターの職員1人あたりが1月に作成するケアプラン作成数について、最大値と最小値を比較すると3.5倍、自己作成率では60ポイントの開きがあります。

地域包括支援センターの過大なケアプラン作成は業務負担を増大させるだけでなく、総合相談業務などの他の業務を圧迫すると考えられます。

この対応といたしまして、次の「(3) 今後の考え方」をご覧ください。

厚生労働省が行う社会保障審議会介護保険部会では、「地域包括支援センターの業務が近年非常に過大になっている」や「今後は個別のケアよりも地域全体を見越した連携・調整等の職務に軸足を置かざるを得ない」などの意見が出されているようです。

本課としましても、本件については課題と認識をしていますが、国の動向に注視しながら、ケアプラン作成に関する状況調査や実態を踏まえたケアプランの作成基準などについて検討してまいりたいと考えております。

具体的な基準案の報告につきましては、令和2年度第1回地域包括支援センター運営協議会において報告できるよう進めてまいりたいと考えております。

4ページをご覧ください。最後に、日常生活圏域の考え方について、報告します。日常生活圏域の考え方については、平成29年度及び平成30年度の運営協議会において説明をいたしましたが、改めて説明をいたします。本市の日常生活圏域は、西区から岩槻区まで10の行政区ごとに2から4を設定し、27の日常生活圏域を設定しております。圏域の設定の経緯は、中学校2から3校区を合わせることを基本として、平成18年度から25の圏域で事業を開始しております。その後、浦和区と見沼区を3圏域から4圏域に再編し、現在に至っております。資料の4ページは、現在の日常生活圏域における高齢者人口数を表した資料です。高齢者人口が13,000人を超えている圏域と一方で1万人未満の圏域が混在している状況です。

この表の一番右の欄をご覧ください。本市の地域包括支援センターの配置人数については、高齢者人口が6,000人を超え、2,000人を増加ごとに職員を1名配置することを条例で定めており、包括職員1人当たりの高齢者人口数に大きな差異はありません。

そのため、高齢者人口の増加によるサービスの低下は発生していないと、現在のところは認識しております。しかしながら、今後さらに圏域の高齢者人口の増加が見込まれているため、特に高齢者人口が多い緑区、大宮区、南区にヒアリングを実施したところ、現時点では住民の方から高齢者人口の増加に伴い圏域を分割した方がいいなどの声は上がってい

	<p>ないとの報告を受けたところでございます。</p> <p>次に資料の5ページをご覧ください。高齢者人口の増加圏域の対応は必要と考えており、対応の例として①圏域の分割による地域包括支援センターの新設、②圏域の変更をせず、地域包括支援センターが適所に支所として相談窓口の設置することが考えられるとしたところです。</p> <p>ただし、地域包括支援センターと地域の方々との信頼関係の構築や地域団体とのネットワーク形成が進んでいるのが現状であり、そのため、いずれの方法を採用した場合でも、地域包括支援センターを利用している方の意向に配慮することが必要となり、また、平成29年度第2回運営協議会において、日常生活圏域の見直しについては、今回の資料にも記載してあるとおり、メリット、デメリットがあるため、地域の方々の混乱を招くことがないよう、慎重に進めるようご意見をいただいたところです。</p> <p>そのため、今後すべての区にヒアリングをして、次回の運営協議会において、区の意向等を報告いたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありますか。</p> <p>私から質問をいたします。</p> <p>先のことになりますが、圏域を増やさず包括窓口を増やすということについて、予算措置を考えていますか。新たな窓口を開設してとなりますので、その費用負担は従来の委託料から拡大するのでしょうか。</p>
事務局	<p>一般論としてお答えします。</p> <p>地域包括支援センターの設置となりますので、新たな窓口を設置するというのであれば、かかる費用の中で予算要求をすることになると思います。家賃等に係る事務費用については、運営費でまかなうことになるので、委託料の検討が必要となると考えております。</p>
伊藤委員	<p>埼玉県看護協会では、看護師の就職のあっせんをしておりますので、退職等で欠員がありましたら、県看護協会ナースセンターに求人募集のご相談してください。</p> <p>欠員が生じると残った人の負担が大きくなると思われる。今現在の欠員状況はどのようになっていますか。</p>
事務局	<p>欠員の状況ですが、3包括において欠員が生じております。</p>
議長	<p>他にご意見がないようであれば、これで本日の議題は終了いたしました。議長の職を下ろさせていただきます。</p>
司会	<p>長時間にわたり協議いただきありがとうございます。ありがとうございました。</p> <p>次回の会議につきましては、7月上旬から中旬を予定しております。</p> <p>これをもちまして、令和元年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。</p>